

第 78 回大磯町都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成 28 年 4 月 26 日 (火) 午後 2 時から 4 時まで

場 所 : 大磯町役場

出席者 : 8 名 [高見沢委員、小谷委員、片野委員、石亀委員 (代理)、尾白委員、甲田委員、原田委員、鈴木委員]

1 開 会

委員紹介、事務局職員紹介、資料確認

2 会長、副会長の選出

会長に、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 高見沢教授を、副会長に日本大学生物資源科学部くらしの生物学科 小谷准教授を選出。

※以後の議事進行は高見沢会長

- ・会議を公開とすることに決定
- ・傍聴者 0 名

3 議 題

(1) 議題 82 号 大磯町まちづくり基本計画改訂案 (案) について

4 議事経過

【会 長】

それでは、ただいまから第 78 回大磯町都市計画審議会を開会いたします。

本日、皆様に御審議いただく議題は、お手元の次第のとおり 1 件でございます。

議題 82 号については、大磯町まちづくり条例第 7 条の規定により、第 75 回大磯町都市計画審議会において意見を求められています。

これまで過去 2 回にわたり当審議会で審議を重ねてきましたが、この度、案の案が作成されましたので、これについて今回の審議会で答申を行う予定です。

では、議題 82 号大磯町まちづくり基本計画改訂案 (案) について審議いたします。

それでは、議題 82 号について、前回の審議会からの変更箇所等を中心に事務局の説明を求めます。

【事務局】

それでは、議題 (1) 大磯町まちづくり基本計画改訂案 (案) について、御説明いたします。まず、机上に配布させていただいております、A 4 横のカラー刷りの大磯町まちづくり基本計画の改訂工程表を御覧ください。現在までの流れを御説明いたします。

青の段階が改訂素案、黄色の段階が改訂原案、オレンジの段階が改訂案となっております。本審議会におきましては、平成 27 年 7 月 24 日に改訂素案の案について御審議いただき、平成 27 年 12 月 14 日に改訂原案の案について御審議いただいております。

その後、1月12日に政策会議にて原案を決定し、原案の公告縦覧、意見書の受付、住民説明会を実施してまいりました。

本日は、審議会での意見、住民説明会での意見及び意見書の意見を踏まえ、改訂案の案を作成しましたので、御審議いただくものでございます。

今後の予定としましては、5月10日に予定しております政策会議にて改訂案を決定し、6月3日から始まります大磯町議会に改訂案を提案し、議決を得てまいりたいと考えております。

続きまして、原案から案の段階での変更点を説明させていただきます。

まず、事前送付資料のA4横の審議会委員意見回答表を御覧ください。こちらは昨年12月14日に開催しました都市計画審議会と今年1月5日に開催しましたまちづくり審議会にて、委員の皆様から出された意見とその反映状況を一覧にしたものでございます。合わせてまちづくり基本計画改訂案を御覧ください。

審議会委員意見回答表の番号1、2、3につきましては、文言の追加、修正についての御意見でございます。反映欄のとおり追加、修正させていただいております。

続いて4番目の御意見ですが、まちづくり審議会委員の意見となっておりますが、都市計画審議会委員の意見でございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。こちらにつきましては、改訂案の2-29ページを御覧ください。住宅・住環境の整備方針でございますが、1) 目標、2) 整備方針、3) 施策の展開と3段階のすべての階層で空き家に関する記載をするべきかという御意見がございました。こちらにつきましては、1) 目標からは削除させていただき、2) の整備方針は、町外からの移住、兼居・近居、出店等の受け皿となる住宅等の整備を進めます。という記載に修正しました。また、兼居・近居については、言葉の解説を付しております。

続いて5番目の意見です。2-10ページの農業地の土地利用の方針に関する記載についてですが、観光農園や市民農園といった新たな農地の活用について列記されていますが、現状の農業の継続がベースとなるような記載とすべきという御意見でした。こちらにつきましては、農地の保全を図りつつ、新たに就農する者や法人による農業参入などの農地の活用を推進するという記載に改めました。

6番目につきましては、1-6ページの見直しの視点③に関する御意見です。一般町民の方が読んで、全体的に読みにくい、分かりにくいという御意見をいただきました。全体的に文言の修正を行い読みやすい形に修正をしております。

7番目につきましては、2-5ページの将来の都市構造に関する御意見でございます。現況の都市構造図や交通ネットワーク図を載せてはどうかという御意見です。こちらにつきましては、2-5ページの下段に現在の公共交通ネットワーク図を掲載しております。赤いラインが既存の路線バスルート、青いラインが町が補助している路線バスのルート、緑の斜線のエリアが今年の4月から運行を開始しました乗合タクシーの運行区域を示しています。

次に8番目ですが、1-5ページの見直しの視点②に関する御意見です。時代の変化に合わせた施策の追加や修正についての理由や内容をもう少し細かく書いた方が良いという御意見でした。こちらにつきましては青字で記載の部分を追記しまして、内容を補強させていただきました。

9番目につきましては、文言の修正でございます。

10番目につきましては、2-13ページになりますが、地域制緑地という言葉の意味が一般町民には分かりにくいという御意見がありましたので、用語の解説を挿入するものです。

11 番目につきましては、文言の修正でございます。砂防林や海浜植物の自然環境の保全とありましたのを、砂防林や海浜植物が生存できる自然環境の保全とさせていただきます。

12 番目につきましては、2-4 ページの将来都市構造図に関する御意見です。大磯駅周辺と国府支所周辺を都市拠点と表記しておりましたが、都市拠点という言葉が高いビルが建ち並ぶような誤ったイメージを与える可能性があるため、まちの拠点とさせていただきます。こちらにつきましては、まちづくり基本計画内に随所に出てまいりますので、全てまちの拠点に修正しております。

13 番目につきましても文言の修正でございます。御意見のとおり「歴史が重層するまち」を「重層した歴史を大切にすまち」に修正させていただきました。

以上が前回の都市計画審議会、まちづくり審議会にて頂いた御意見の改訂案への反映状況となります。

続きまして、大磯町まちづくり基本計画改訂原案に対する意見に係る回答でございます。

まちづくり基本計画の改訂原案について、住民説明会及び意見書の募集を行いました。その結果、1 名の方から意見書の提出がありました。

続いて大磯町まちづくり基本計画改訂原案説明会の意見の概要でございます。

説明会につきましては、2 月 8 日と 13 日にそれぞれ 2 回、合計 4 回開催し、その説明会で出た御意見の要旨をまとめております。

いただいた御意見として、自治基本条例の町民参画に関する御意見や道路計画に関する御意見を頂きました。自治基本条例につきましては、条例の理念をしっかりと尊重した中で手続きを行っている旨を回答させていただきました。また、道路計画については個別計画や道路設計の中で住民説明を行っていく旨を回答しております。以上で説明を終わります。

【会 長】

ありがとうございました。それではただいまの説明に対しまして、御意見や御質問がございましたらお願いします。

【委員 A】

2-10 ページ、農地のことについて、この度 28 年の 4 月に都市農業振興基本法が国で通りました。これに基づいた具体的な内容は分かりますか。

【事務局】

把握していません。

【委員 A】

この近隣の農業や農業地は地方とは違う農業の形態になってくるのではないのでしょうか。なので、その内容に基づいて都市計画のほうに反映していかないと間違った方向に向かってしまうのではないかという懸念があるので調べていただければと思います。

【副会長】

都市農業振興基本法に基づく国の都市農業基本計画が先般策定されました。これに基づき、各自治体も基本計画を策定し、市街化区域内農地など都市農業・農地の方向性を具体的に検討することになるでしょう。都市農業振興基本法の主な目的は、農業の振興と都市環境の保全なので、こうした点を加味した方針の検討が必要になると思います。

【委員 A】

分かりました。

【事務局】

この計画自体が平成 32 年度までなので、早速新たな計画策定に向けて全庁あげて取り組んでいかなければならない状況です。その際には細かい政策の展開も踏まえ、新たな方向性というの
も配慮していかなければならないと思われま

【会 長】

この場での文言は以上として、良し悪しありますが、ここでは良いという事にして引き続き見
守っていくということにいたします。

ほかにいかがでしょうか

【委員 B】

先ほどの御説明の中で審議会委員意見回答表に基づいてと御説明をいただいた中で 4 番目に
つきましては、まちづくり審議会ではなくて都市計画審議会委員ということように訂正をいただ
いたのですが、それ以降の 5 番目以降については、まちづくり審議会ということによろしいので
しょうか。

【事務局】

そうです。4 番がまちづくり審議会委員と書かせていただいたのですが、訂正は 4 番だけで 5
番以降に関しては全てまちづくり審議会でございます。

【委員 B】

分かりました。ありがとうございます。

【会 長】

この意見は私が発言したものだという番号がありませんか。

【副会長】

5 番も私が言った意見だと思うのですが。

【事務局】

録音した記録を確認しているのですが、両審議会で同様の意見があったものかもしれません。
申し訳ございません。

【会 長】

その他はございますか。

【会 長】

では、私から質問します。2-25 ページで道路の整備の施策のところについて、先ほどの説明
に入っていましたか。資料に基づいては説明を受けたのですが、こちらの本編については説明を
受けていません。見落としがないかを見ているのですが。

【事務局】

こちらにつきましては原案の段階で修正させていただいております。従前は道路を全て整備を
図りますという表現にしておりましたが、道路によって事業の進捗状況、計画の成熟度などが異
なってまいりますので、整備を図りますという表現だけではなく、計画の具体化を図りますとい
う表現のものと分けさせていただいております。

主要幹線道路の湘南新道、幹線道路の国府新宿東西線、小磯南北線については後退した表現に
なるのですが、計画の具体化を図ってまいりますという表現、それから既に事業が進んでいるよ

うな路線の町道幹 16 号線や 27 号線については整備の段階ですので整備を図りますということで表現を 2 つに分けさせていただいております。

【会 長】

はい、そうですね。様々な意見をもらい訂正した箇所と、事務局としてこれまでのことを総合的に踏まえて訂正した箇所と両方あると思いますが、後者については説明されていないようですね。例えば 3-4 ページの可能な範囲でのバリアフリー化についてはどうでしょうか。本日、答申するので洩れることのないように説明をしていただきたいと思います。どういう経緯で直したのか説明してほしいと思います。今のところ私が見ている限りではあと 2 つほどあります。

【事務局】

色が同じなので紛らわしいですが、前回の素案から原案にする際に意見書等を反映したものが含まれています。前回の審議会の際にお話した箇所もあるかと思えます。

【会 長】

2-25 ページはいいと思うのですが、3-4 は駅周辺の可能な範囲でのバリアフリー化というのはバリアフリー化を行う気があるのでしょうか。可能な範囲でしかバリアフリー化を行いませんというようにとれるのですが、これはどうなのでしょう。

【事務局】

私どものまちづくり条例、まちづくり基本計画を受けて、大磯町バリアフリー基本構想を策定しています。その中で拡幅ありきの道路整備というのが難しい街並みになっており、現状の道路範囲の中でのバリアフリー化という方針で構想を立ち上げているところがございます。そういったニュアンスが含まれていることから、伝わりにくいので、例えば駅周辺はバリアフリー基本構想に基づく整備を行っていくという方向性に修正した方が分かりやすいのではないかと感じております。

【会 長】

分かりやすいというよりもやる気がないように見えるのですが。

【事務局】

バリアフリー基本構想自体が現状の条件の中で出来るだけ基準に合致させていくという方向性を打ち出しているのです、ニュアンスがこの文言になっています。

【会 長】

この計画を可能な限り進めさせていただきます。しかし、できないことはしませんが、言っているような感じがするのは、それは基本計画としては違う気がするのですが、書き方の問題なのかもしれませんが、今のお話ですと直しませんというようにとれるのですがよろしいですか。

【事務局】

基本的に基づくものがあるのであれば、そこに基づいた記述が良いのではないかと思います。

【委員 C】

印象としては会長がおっしゃるとおり説得性がない文言だと思います。基本計画に基づいたバリアフリー化という方向性で書いた方がいいかと思います。

【事務局】

大磯駅は郵便局の通り等、構造的にバリアフリー化ができないような急な傾斜になっていますが、構想の中では駅周辺に含まれており、バリアフリー化の区域になっているのですが、そのよ

うなところも含めて、可能な範囲という形になっています。ただ、そのような場所も基本構想の中に入っていますので、基本構想に基づくバリアフリー化という表現で対応できるのではないかと思います。

【会 長】

では、出来るのであればそのようにいたしましょう。ただ、坂道だから出来ないというのはバリアフリーという概念が狭く、本当であったら坂道であれば他の人が車で送るなどを含めて広い概念でユニバーサルデザインというものを目指すべきであると思います。坂があるから出来ないとかは気になります。

【事務局】

基本構想上で先ほど説明があった箇所は道路が急勾配で、縦断勾配を上がっていく基準に合致しない地形になっている場所のため、ここは変えられないということなので、道路の構造的に言うと、現況の範囲の中で、できるだけ基準に近づける整備をしていくということとして定めています。今おっしゃられるように仕組みやネットワークというのは別途、コンパクトシティへのネットワークの方で補っていくというような考えになってきます。

【会 長】

はい、理解しました。ということで他にも、次の河川、路線、構想路線ですと3-5ページに沢山書いてあるのですが、どれかは分からないですね。いくつかあると思うんですけど。

【事務局】

こちらは赤い枠も道路も破線で書いてありますので、破線が構想路線と書くところを指しているのか分かりにくくなりますので表現を工夫させていただきたいと思います。

【会 長】

はい。後は、先ほどふれてなかったのですが、容積率何%を出したというのは前の段階で御意見がありましたよね。

2-8ページです。居住関係の形成を目指すという箇所は御指摘があったのですが、これはもっと前のですか。

【事務局】

そうです。2-8ページの建ぺい率、容積率の数値につきましては、前回直させていただいたということです。

【会 長】

他になにかありましたら。

【委員A】

案の見出しなのですが、東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりとなっていますが、今回の熊本県で起こった地震のように活断層の問題があり、ここでは津波のことについてはよく書かれているのですが、活断層の問題について、神奈川県からハザードマップの公表を受けて、色々と大磯には土砂災害の危険区域が結構ある状況ですが、その辺の文章が書かれていないのですが、どのように考えているのですか。

【事務局】

2-28 ページの生活基盤整備の方針の施策の展開、整備方針にもありますが、一番上の急傾斜地等の安全性の向上という中に土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等ということで、危険の

周知を図っていくという表現になっておりますが、そのところはこの改訂で修正させていただいた箇所になります。

【会 長】

これは未検討で、突然起こった話ですから、我々としてもどう受け止めるべきなのか、今一度確認して、さきほど委員がおっしゃったのは、見直しの時点で柱として大きく書かれているということの御指摘ですので、どのようにしましょうか。

【委員C】

東日本大震災というのは、5年以上前の話で、それだとこれが枕詞にあると最新の改訂ではないという印象があります。文言として東日本大震災と出すのではなくて、今後、大地震が起こるような時代に入ると聞いているので、大災害など固有名詞でないような文言にしたほうが良いと思うのですが。

【会 長】

ここまできて、内部で議論するのは大変ではないかと思う一方で、現実ではこのあたりでは活断層がすぐ近くにあるとのことです。今回見出しまで変えられそうなのかどうかといのはどのような御判断でしょうか。

【事務局】

1-5 ページに今回の改訂に当たって、最初に見直しの考え方ということで3つの視点を決めさせていただきました。その1つが東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりの推進というのを見直しの視点の1番目にあげさせていただいて、それから積み重ねてきたという経緯があります。

【会 長】

部長級の判断かもしれないですが、例えば見直しもしていないのに起きたから変えるというのは良くない話なので、見出しはこのようにしておいて文章の最後に更にその他の災害についても迅速かつ柔軟に対処しますなどを書くかどうかもあるだろうが、そうすると中身を再点検しなければならないですね。

【事務局】

土砂災害についてもですが、津波が大磯町では大きな話になるので、川もありますし川からの海水の遡上もあることから、そのようなことを活かして今回の見直しの視点にしているのかと思うのですが、ただ、土砂災害についてもまったく見ていないわけではないですので、津波と地震災害を盛り込まれている内容になっております。津波の関係が多いですが。

確かにおっしゃるとおり、東日本大震災後に大きな災害が起きていますので、東日本大震災の教訓ではという意見はわかります。

【委員A】

防災訓練をやるにしても津波の訓練は結構していますが、山々に住んでいる方も沢山いますよね、山裾に住んでいる方も多くいます。津波だけでは表現的にはあまりよくないと思います。それで、見直しの視点では津波のことは書いてあるのですが、その辺をシビアに考えた方がよいのではないのでしょうか。やはり人命が第一ですので。

【会 長】

あとはですね、この場で議論して具体的に修正をすると決めるのか、今回はこれで一応認めていただいて、付帯意見として最近起こったことなので、今回は加えることが出来なかったが最終

的な成案にするまでに検討の余地があるのなら、対応しきれなかった部分について、是非検討してほしいというのもあると思います。

【委員A】

東日本大震災という部分を抜いてしまえばいいのではないですか。

【会 長】

いらないですか。

【委員B】

東日本大震災等という言葉にしたらどうですか。

【会 長】

「等」の検討をしてきていないので、いきなりあったからといって「等」をいれるというのは無責任な可能性があります。きちんと等にまつわることを精査して、全体を見ないといけないと思います。

【副会長】

東日本大震災という固有名詞をとっていいのであれば、例えば近年の大震災の教訓を活かしたなどと変えることは出来るでしょうし、そもそも別冊の表紙に見直しの方針のサブタイトルとしてつけなければならないというような議論はあったのですか。

【事務局】

そうですね。やはり、1つのテーマとしてですね。

【副会長】

それならそれで良いです。それでしたら固有名詞をはずして、近年の大震災にしたらどうですか。

【委員B】

ただ、固有名詞が入ると逆に非常に具体性が高いというか、臨場感がでてくるというか、そういうようになってきませんか。

【会 長】

今の段階で一番現実的な町の課題として、神奈川県の見直しの想定で、高い津波が来る可能性があるということがあり、やはり町役場自体を移転しなければならないのではないかな等も含めて、大きな課題となっているのも確かです。

ですが熊本県の場合は、今はどちらかというと呼急段階なのでそれをどう受け止めて、どのように町内、町民の方と共有するのかというところまでは至っていないと思います。それを今の段階で盛り込むと、あとで困るのではないのでしょうか。ですので、折衷案というか付帯意見も含めてうまく次期基本計画につなげていけるようにすれば良いと思うのですがどうでしょうか。

【事務局】

そうですね。付帯意見として受けてですね。

【事務局】

先ほどもありましたけど、次期基本計画の策定なども控えておりますので。

【委員B】

平成32年ですよ。ちょっと先の話ではないですか。

【事務局】

そうですが、もう検討に入っていかなければならないです。

【会 長】

我々も大地震に見舞われるかもしれないですから。

【委員A】

NASAの発表では地球のマグマは膨張しているわけです。膨張しているというところまで発表しているというのは、どこで起きてもおかしくないという現状であるということです。それを想定しながら考えるのが都市計画なのではないですか。

【会 長】

私の提案でしたら、先ほどのように瞬時に変えることができないので、付帯意見にしたいと思います。それから皆さんにお願いしたいのは、先ほどの防災の箇所で、活断層関係でいくと家屋が倒壊するなどの別の災害の可能性もあるという文面もいれるべきかどうかです。各論としていられるとしても一文ぐらいだと思うのですが。そこはどうでしょうか。先ほど土砂災害のお話をしましたよね。実際に大磯町の活断層地震の時は土砂災害がメインですか。倒壊とか火災とかはどうですか。

【事務局】

いわゆる震後対策として、応急危険度判定などかなり多くの建物を熊本県でもやったと聞いていますので、施策の展開の一番下、復興段階のまちづくりのありかたで、地籍調査といったものがメインであると書いていますがその辺を強化しますか。

【会 長】

あるいはこの2つ目の建築物の耐震化といったところですね。

【事務局】

耐震化は、耐震促進の施策はみているところであります。応急危険度判定の研修なども行っているところなので、そういったところを記載しましょうか。

【会 長】

その手前とのつながりもありますね。今、変に局所的にいじっても不整合になったり、その災害だけを考えればいいというわけではないので、現段階で具体的に修正をくわえた方がいいと思うところがあれば修正して、無理に修正を加えるのは先に送った方が良くと思います。

【委員A】

2-28 ページの避難場所というのは、大磯の場合は大磯高校になっているのですが、津波を想定しているのに大磯高校が避難場所となっているのはどうなのですか。大磯高校の近くには川も流れており、川が近くにある場所は液状化が激しいのでそこが避難場所に指定ということは見直しをしていませんよね。高麗と東町と長者町の方が避難するのですよね。大磯高校の先生にきいたら800人しか収容できないと言われたのですが入りきらないですよ。倒れてしまったら広域避難場所にもなりませんし。

【事務局】

地震が起こったら応急危険度判定等を行って確認を行います。

【会 長】

この文言レベルでいくと避難場所の確認やと記載してありますね。もし町として今のような意見が多くて避難場所の見直し等を今後考えているのであれば確認だけではなく、それを匂わせる

ようなニュアンスの文言を変えれば良いと思うのですが、今は変える予定がないのであれば確認で大磯高校が水に浸かってしまうとしても確認していただいて、当面はこの文言レベルでは確認としか言えないですね。

【事務局】

ここで基本的な大枠の基本計画を定め、この下に危機管理課が考える防災計画が個別計画として枝が出て行くのですが、それを誘導するための1つの文言としてざっくりとした言い回しになっています。

【事務局】

2-27 ページの整備方針の④に大規模津波時の避難を可能にするために、避難場所、避難路、緊急輸送路等の整備を進めます。また、2-28 ページは平時の備えとしての避難場所の確認として、どこに逃げればいいのか、住民の方々に知っていただきたいということで、土砂災害ハザードマップを作成しました。町としては安全な避難場所というのを整備していかなければならないと思います。

【会 長】

こちらに組み込まれているという理解でよろしいのではないのでしょうか。あとは各論で。

例えば今の方針のところ、⑤に耐震化と入っているのですが、木造密集市街地等になっていますが本当はもっと具体的なのではないでしょうか。それを言い出すと個別になりすぎるので、今回は正直にあのような状況を踏まえた検討はいままで検討してこなかったということで、付帯意見に課題があるということ伝えて、災害時にはどのようなことが次に起こるかわからないので、直近の災害にこだわらない方がいいところもあると思うので、意見を凝縮していくしかない気がするのですが。

【委員A】

2-27 ページの⑦のところなのですが、町民自ら津波の危険を認識し、行動を判断できるよう、津波浸水予想図や津波ハザードマップの公表などの情報提供を図りますとありますが、これは既に図られていますよね。

【事務局】

はい。

【委員A】

既に配られているのにこの文章はおかしくないですか。

【委員C】

ハザードマップや浸水予想図というのは、元々の理論が変わってくるとその都度、変わっていくものであると思います。配られていることは事実なのでそれを新たな情報があれば周知しますという文に変えた方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】

「新しい情報の提供に」とかですか。

【委員A】

「情報の更新に努めます」がいいのではないですか。

【会 長】

そのようにしてほしいと思います。

【委員A】

②も配られていますよね。

【事務局】

そうですね、同じような表現にしたほうがいいですね。

【会 長】

災害だけにこだわらなくていいので他になにかありますか。

【会 長】

他にないようでしたら、御意見も出尽くしたということで、答申へと移りたいと思います。それでは、議題（1）の答申については、（案）のとおりとしつつ、委員の意見を踏まえ、備えるべき災害は津波に限らないことから、多様な災害から住民の生命を守るためのまちづくりの推進を付帯事項として答申に記載し、事務局で答申案を作成してください。

答申案については、どのように確認しますか。

【事務局】

作成した答申案につきましては、会長、副会長に御確認いただいた後、作成した答申の情報共有を図りたいと考えております。

【会 長】

審議案件は以上でございます。つづきまして、次第の3「その他」として、何か事務局よりございますか。

【事務局】

前回の審議会時に御質問のあった、大磯プリンスホテル周辺の用途地域ですが、この場を借りて御報告させていただきます。

【事務局】

前回の審議会にて議題 81 号「大磯都市計画高度地区に定める建築物の高さの最高限度に関する適用除外の許可」について御審議いただきました。その際、委員から大磯プリンスホテルの用途地域について、過去に商業地域の指定をしていたのではないかと御質問をいただきました。その場でお答えできませんでしたので、本日お答えさせていただきます。

昭和 41 年の都市計画図を確認したところ、当該地域を含め、町の西側国府地区といいたいでしょうか、こちらは無指定となっております。

昭和 45 年の都市計画図では、住居地域という指定がされておりました。

その後、平成 4 年に都市計画法が改正され、用途地域の種別が増えたときに第二種住居地域の指定をさせていただいており、現在まで第二種住居地域としております。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。

【会 長】

ただいまの説明に対して御質問等がありますか。他にないようでしたら、事務局からその他報告事項はありますか。

【副会長】

今さらですが、緑の部分 2-13 ページに緑地の整備方針が出ていますが、生物多様性のいう単語が無いように思いますが、どこかにありますか。

【会 長】

一旦、議題（１）に戻ります。

【副会長】

2-13 ページの整備方針に加えてはいかがか。

【会 長】

町では、何か生物多様性を明記した施策や計画はありますか。

【事務局】

環境基本計画はありますが。

【副会長】

生物多様性地域戦略はありますか。

【委員C】

今年度、環境委員会で生物多様性について今年度のテーマでやるような話を聞きました。

【会 長】

では、この場での扱いは、委員から意見として出たということで、具体的に計画に反映できるか検討してください。

【事務局】

神奈川県でも、生物多様性の計画が策定されたかと思しますので、参考にさせていただきます。

【事務局】

次回の審議会ですが、3月に審議していただいた自転車駐車場とごみ処理場の都市計画原案について、これから案にすべく5月初旬から公告、縦覧、説明会を実施してまいります。

4週間の縦覧後、審議会の皆様に案について審議していただきますので、次回の審議会は6月下旬から7月上旬頃の開催を予定しております。

また、次回の審議会時には、現在、県が行っている「線引き見直し」について、これは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものです。この線引き見直しにあわせて、町も市街化区域、調整区域の変更による用途地域、準防火地域、高度地区の変更がありますので、こちらについてもあわせて審議していただきます。

【会長】

委員のみなさまの方から、何か御質問とか御要望はございますか。ございませんようでしたら、これをもちまして第78回大磯町都市計画審議会を終了します。

本日は、おつかれさまでした。

— 以 上 —